

○学校教育目標

相手の気持ちを理解しようとする人

○いじめ未然防止の対策

みんな仲間（学校経営目標）

♡ 多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくり



♡ 児童同士の対等で自由な人間関係の構築



♡ 自己信頼感の育成



♡ 「困った」「助けて」といえる雰囲気醸成と受け止める体制づくり

♡ いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組の充実

○本校のいじめの定義と防止等の基本的な考え方

児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

「いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの児童にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての児童に向けた対応を行う。」

○いじめ防止等に関する取組

関係機関との連携

- ・市教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、児童福祉担当者、家庭相談員等

いじめの未然防止

すべての児童にとって安全で安心な学級・学校づくりに努め、一人一人の心の安定を図るとともに、自分らしく生き生きと生活できるようにする

保護者との連携

- ・解決に向けて保護者と共に支援する体制づくり
- ・カウンセリング等の支援

いじめの早期発見

1. 生活アンケートの実施（毎月）
2. 担任による教育相談の実施
3. スクールカウンセラーによる教育相談（適宜）
4. 養護教諭、特別支援教育巡回相談員による教育相談の実施

防止・解消に向けた継続指導

○いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹、生徒指導主任、学年主任、養護教諭

いじめへの適切な対応

1. 事実確認・正確な情報収集
2. いじめ対策委員会
3. 迅速な対応
（3か月以上は継続して見守る）

他の児童への対応

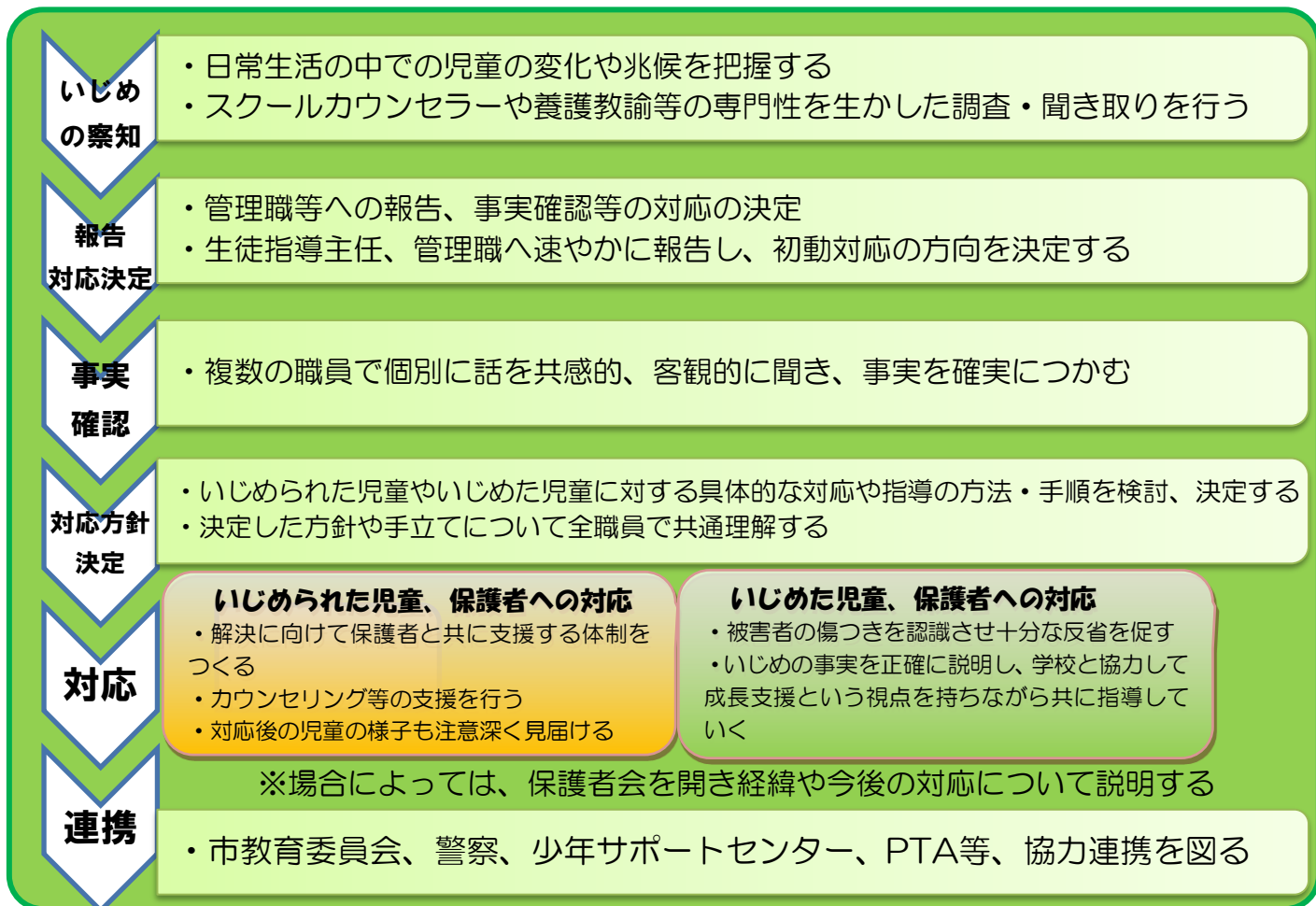
- ・再発防止への指導の徹底

いじめられた児童、保護者への対応

- ・解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる
- ・カウンセリング等の支援を行う
- ・対応後の児童の様子も注意深く見届ける

いじめた児童、保護者への対応

- ・被害者の傷つきを認識させ十分な反省を促す。
- ・いじめの事実を正確に説明し、学校と協力して成長支援という視点を持ちながら共に指導していく



〇いじめ防止対策年間計画

期	月	いじめ対策委員会の取組	その他全職員での取組
1 学 期	4	・いじめ防止基本方針及びその具体策についての確認・検討 ・生活アンケートの実施（月1回）	・学校いじめ防止基本方針の提示（保護者・ホームページ） ・児童理解研修会の開催 ・個別面談の実施及び報告（随時）
	5		
	6		
	7		
2 学 期	8	・生活アンケートの実施（月1回）	・個別面談の実施及び報告（随時）
	9		
	10		
	11		
3 学 期	12	・生活アンケートの実施（月1回） ・いじめ防止基本方針の見直し	・個別面談の実施及び報告（随時） ・次年度への情報引き継ぎ
	1		
	2		
そ の 他	3	・生活アンケート（毎月末） ・異学年との交流活動（いずみタイム）の実施（学期に2回程度） ・児童主催による取組（1年生を迎える会、いずみのつどい、6年生を送る会） ・スクールカウンセラー等による面談（適宜） ・いじめに関する情報の共有 ・配慮が必要な児童に関する情報交換、支援の実施（児童理解研修会、校内就学支援委員会等）	